（別添５）

ブラジル向け輸出水産食品の官能検査等の運用

ブラジルへ輸出される輸出水産食品の衛生証明書の発行に当たっては、下記の手続を行うことにより、証明書発行機関による輸出の都度の官能検査を省略することができる。

　１．品質確認者の選任

輸出者は、輸出者自らが定めた品質確認者（食品衛生責任者の資格を有する等、食品衛生の知識を有する者）を選任すること。

２．官能検査

　選任された品質確認者は、輸出の都度、別添４に掲げる官能検査を実施し、当該官能検査基準を満たしていることを確認するとともに、別紙様式９に結果を、衛生証明書発行申請書（別紙様式５）の「２．官能検査実施結果」に品質確認者氏名及び官能検査実施日を記載すること。なお、官能検査の記録に当たっては、検査実施が確認できれば、別紙様式９によらず任意の様式を用いて差し支えないこと。

輸出者は、官能検査の結果が記載された記録を３年間保管すること。

３．その他

　品質確認者は、輸出される水産物について別添４に掲げられる官能検査の他、以下の状況についても確認すること。

１）衛生的かつ適切な温度下で官能検査が行われていること。

２）申請内容と荷口が適合していること。

４．官能検査の検証

　輸出者は、１年間に１回以上、証明書発行機関による官能検査を実施し、別添４に掲げる官能検査基準を満たしていることを確認すること。品質確認者は、当該検査に立ち会い、自ら行う官能検査方法の妥当性について検証を行うこと。

　なお、本運用に基づく手続きを実施している場合であって、３年以上の輸出実績があり、過去３年間の官能検査結果及び品質確認者による官能検査方法に問題が認められない場合には、検証に係る頻度を３年間に１回以上とする。